

東京都北区立学校外国語指導助手（A L T）派遣委託
プロポーザル実施要領

令和8年9月

東京都北区



目次

1. 委託業務名	3
2. 業務目的	3
3. 業務概要	3
4. プロポーザル参加資格	3
5. 参考価格と最低制限価格設置の有無	4
6. プロポーザル実施スケジュール（予定）	4
7. 質問受付・回答	4
8. 参加表明書等の提出	4
9. 企画提案書・見積書等の提出	6
10. 審査・評価基準	8
11. 審査結果の通知	8
12. 契約に関する基本事項	9
13. 失格要件	9
14. その他	9

東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託 プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託

2. 業務目的

児童・生徒がグローバル社会で生き抜いていける英語力とコミュニケーション能力を身に着け、国際感覚を高めることを目的に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、英語教育及び国際理解教育の推進を図る。

3. 業務概要

- (1) 履行期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
- (2) 業務内容：詳細は別紙１「東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：別紙３「東京都北区立学校一覧」のとおり
- (4) 担当部署：東京都北区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課指導係
〒１１４－８５４６
東京都北区滝野川２丁目５２番１０号 北区役所滝野川分庁舎２階４番
電話：０３－３９０８－９２８７ FAX：０３－３９０８－９３７３
電子メールアドレス：k-shidou-ka@city.kita.lg.jp

4. プロポーザル参加資格

本プロポーザルへの参加資格要件は以下の要件をすべて満たすものとする。なお、参加表明後に提出された書類等で以下の要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であると判明した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 関東１都・６県（埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県）で過去３年間の間に公立の小学校もしくは中学校で外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置（派遣委託、事業委託は問わない）を行っている実績があり、熱意のある民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等）。また、その実績において、契約を途中で解除されていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていないこと。
- (5) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（１４北総契第３６０号平成１５年３月２８日）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に掲げる暴力団、またはその構

- 成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいないこと。（暴力団の利益となる活動を行っていないことを含む。）
- (7) 直近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (8) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。

5. 参考価格と最低制限価格設置の有無

- (1) 参考価格
142,400,000円（税込）
- (2) 最低制限価格
設置しない。

6. プロポーザル実施スケジュール（予定）

令和8年9月25日（金）	実施要領の公表
令和8年9月25日（金）～ 10月1日（木）	質問受付期間
令和8年10月9日（金）	参加表明書類 提出締切
令和8年10月21日（水）	企画提案書・見積書 提出締切
令和8年11月19日（木）	第一次審査（書類審査）
令和8年11月 中旬	第一次審査結果通知
令和8年12月 中旬	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和8年12月 下旬	委託事業者内示・第二次審査結果の通知
令和9年4月1日（木）	委託開始

7. 質問受付・回答

- (1) 受付方法：所定の質問書様式（様式6 質問票）に必要事項記載の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 回答方法：回答はすべての質問を取りまとめた上で10月6日（火）に北区ホームページにて掲載する。なお、質問がなかった場合には、ホームページへの掲載は行わない。また、質問受付期間外の質問については一切受付しない。
- (3) 受付メールアドレス：教育指導課 k-shidou-ka@city.kita.lg.jp
- (4) メール件名：「東京都北区学校外国語指導助手（ALT）派遣委託質問（社名）」

8. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書（様式1）を受付期間内に提出すること。受付期間内に参加表明書（様式1）の提出がない場合は参加の意思がないものとみなす。

(1) 受付期間（参加表明書）

令和8年9月25日（金）～令和8年10月9日（金）午後5時まで

※参加表明書提出日時は事前に事務局に連絡すること。

(2) 提出書類一覧

NO.	提出書類	提出書類説明
1	参加表明書（様式1）	プロポーザル参加表明の意思確認書類。
2	経営状況評価書（様式2）	直近1年の財務状況について、公認会計士や税理士等が評価すること。なお、書類作成に係る費用は応募者負担とする。
3	参加資格確認書（様式3）	各参加資格要件を回答。
4	外国語指導助手（ALT） 配置実績確認書（様式4）	関東1都・6県（埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県）で過去3年間の間に公立の小学校もしくは中学校で外国語指導助手（ALT）の配置（派遣委託、事業委託は問わない）を行っている実績を記載。※義務教育学校を含む。
5	会社概要書（様式任意）	会社概要、従業員数、組織体制が把握できるもの。
6	コーディネーター及び担当者 一覧（様式5）	コーディネーター及び担当者の経歴を把握できるもの。
7	質問票（様式6）	7. 質問受付・回答を参照すること。
8	東京都電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し	北区の競争入札参加資格を有している者は「東京都電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）。
9	履歴事項全部証明書	参加表明書提出日3か月以内に発行されたもの。
10	納税証明書（写し可）	参加表明書提出日3か月以内に発行されたもの。 ・法人事業税（都道府県で発行） ・法人税、消費税及び地方消費税（税務署で発行、種類「その1」または「その3の3」）
11	財務諸表（様式任意）写し可	直近2年分の財務諸表（収支決算書、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書等）

(3) 提出先

〒114-8546

東京都北区滝野川 2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 2F

北区教育委員会事務局 教育指導課 指導係

(4) 提出方法

直接持参または郵送

※直接持参する場合は事前に連絡をすること。郵送の場合は受付期間締切日である10月9日（金）午後5時必着とする。

9. 企画提案書・見積書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は企画提案書及び見積書を以下の受付期間内に提出すること。企画提案書は以下の資料及び（５）企画提案書の内容を基に記載すること。

- ・「東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託プロポーザル実施要領」
- ・別紙１「東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託仕様書」
- ・別紙２「東京都北区立学校外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣委託プロポーザル審査基準」

なお、企画提案書の様式及び提出部数、内容は次のとおりとする。

（１）提出様式

- ・規格：Ａ４判（頁番号付）
- ・文字の大きさ：９～１１ポイント
- ・部数：正本１部（法人名記載）、副本１５部（コピー可、法人名未記載）
- ・頁数、行数、図表、カラー表記は任意とする。
- ・提案書類はＡ４ファイル左綴じとすること。
- ・副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ・Word または Excel 形式（Microsoft 365 に対応したファイル形式であること）により電子データ（CD もしくは DVD）を提出すること。※提出された電子媒体は返却しない。

（２）受付期間（企画提案書、見積書等）

令和８年９月２５日（金）～令和８年１０月２１日（水）午後５時まで

※企画提案書及び見積書の提出日時は事前に事務局に連絡すること。

（３）提出先

〒114-8546

東京都北区滝野川 2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 2F

北区教育委員会事務局 教育指導課 指導係

（４）提出方法

直接持参または郵送

※直接持参する場合は事前に連絡をすること。郵送の場合は受付期間締切日である

１０月２１日（水）午後５時必着とする。

（５）企画提案書の内容

NO.	記載項目	内容説明
1	基本理念・基本方針	本業務を受託するための基本姿勢と児童の各段階における英語教育及び国際理解教育に対する基本理念、基本方針を記載すること。

2	外国語指導助手（ALT）の資格及び経験年数等	本区へ配置予定の外国語指導助手（ALT）及びコーディネーターの指導経験、国籍、性格、資格、経験年数、経歴、実績、日本語能力、日本文化への理解などを記載すること。
3	外国語指導助手（ALT）の配置実績について	地方公共団体との外国語指導助手（ALT）派遣委託（業務委託）契約の実績について記載すること。
4	外国語指導助手（ALT）の雇用状況、採用基準、採用条件、採用方法	- 外国語指導助手（ALT）の雇用状況（登録人数含む）、採用基準、採用条件、採用方法等について。 - 区が提示する配置予定の各学校に安定的に配置できるだけ数のALT 外国語指導助手（ALT）在籍数があるか記載すること。
5	外国語指導助手（ALT）への研修・指導体制について	- 外国語指導助手（ALT）への研修内容について。 - 研修後、外国語指導助手（ALT）へのフォローアップをどのように行っているか。 - 日本の学校現場で従事することの意識づけや日本語能力についての研修内容について。 - 体罰行為等の未然防止や障害のある児童への適切な配慮についてどのような説明を行っているか。 - 日本語能力においてどのような研修をどの程度行っているか。
6	外国語指導助手（ALT）の服務・管理体制について	- 服務違反に関する規定をどのように設けているか記載すること。 - 通年で各校へ同一の外国語指導助手（ALT）を継続的に派遣可能か、代替要員で対応する可能性があるか等、管理体制について他自治体での実績、事例を踏まえ記載すること。 - 休暇・病気・遅参への対応について。 - 外国語指導助手（ALT）の抱く不安や悩みを相談できる環境はあるか。 - 業務上知り得た個人情報及び学校運営上の秘密の漏洩や流用防止策について - 勤務体系などで外国語指導助手（ALT）に過度な負担をかけないようにするバックアップ体制について
7	緊急時のトラブル対応について	- 緊急時における外国語指導助手（ALT）、学校への対応、苦情処理について記載すること。 - 外国語指導助手（ALT）のトラブルや急病・事故発生時に学校、教育指導課とどのような対応、体制を取るか。 - 再発防止策が取れる仕組みが整備されているか。 - 情報を共有するための会議、定例会を設けることや改善点を協議するための連携体制等が構築されるか。

8	北区が目指す外国語指導への理解について	・外国語指導助手（ALT）に必要な資質、能力について ・北区の外国語教育に対する考え方について ・学習指導要領、チームティーチングについて
9	北区で実施する授業、学校イベント等の提案	本事業を受託するにあたり、授業や学校イベントでの具体的な取り組み方法の提案を記載すること。また、会社独自の取り組み等を記載すること。

（６）提案見積書の提出について

様式は任意様式とするが、記載項目を細分化し且つ分かりやすい内容とすること。見積金額は税込価格（10％）とし記載すること。

なお、見積書の作成にあたっては、「東京都北区立学校外国語指導助手（ALT）派遣委託仕様書」内の「7 勤務日及び配置時間等」を参考とし算出すること。

※人件費（社会保険料等を含む）とその他経費を分けて記載すること。

※参考までに時間単価を記載すること。

10. 審査・評価基準

（1）審査方法

①「東京都北区立学校外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、東京都北区立学校外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、参加事業者に対して審査委員会が厳正かつ公平に審査を行う。

②本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、2段階審査方式で実施する。

- ・第一次審査・・・提出された書類による審査（企画提案書及び見積書等）
- ・第二次審査・・・プレゼンテーション等による審査

※参加事業者すべてに対して行うが、参加事業者多数の場合には第一次審査で選定された上位3者程度に対して行う。

※プレゼンテーション等による審査実施方法については第一次審査後に通知する。

（2）審査基準

審査基準及び評価項目は別紙2「東京都北区立学校外国語指導助手（ALT）派遣委託プロポーザル審査基準」に基づき実施し、最高点を獲得した参加事業者1者を受託候補者として選定する。同点の場合は審査委員会委員長の付した点数が高い参加事業者を受託候補者として選定する。

また、適切な提案がない場合（評価点の得点率が60%未満）には、受託候補者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する場合がある。なお、参加事業者が1者のみであった場合であっても審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、全参加事業者に郵送にて通知する。また、北区ホームページ上にも審査結果を公表する。

1 2. 契約に関する基本事項

- (1) 本プロポーザルにて優先交渉権を与える順位決定後、順位が最も高い事業者と契約交渉を行う。
また、受託候補者の辞退や契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次に順位が高い事業者と交渉を行う。
- (2) 初年度の契約は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- (3) 契約金額については、受託事業者が決定となった後、協議・調整の上決定する。したがって提案段階での経費（見積書提示額）がそのまま契約金額になるとは限らない。
- (4) 受託候補者として選定されたことをもって契約締結が確定するわけではなく、仕様協議実施後の随意契約の契約書取り交わしをもって契約成立とする。また、本プロポーザル提案内容がすべて契約仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) その他契約に関する事項
別紙1「東京都北区立学校外国語指導助手（ALT）派遣委託仕様書」を参照すること。

1 3. 失格要件

参加表明書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合にはプロポーザルの参加資格を無効とし、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (2) 審査の公平性を害する行為があったと北区および審査委員会が認めるとき
- (3) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (4) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

1 4. その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用はすべて参加事業者側の負担とする。
- (2) 提出書類受理後の追加資料の提出、変更、修正は一切認められない。但し、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではない。
- (3) 天災等のやむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを延期、中断する場合がある。
- (4) 本プロポーザルは、令和9年度契約に係る準備行為であり、本事業の契約締結は、令和9年度予算の承認を条件とする。
- (5) 本プロポーザル審査過程については公表しない。
- (6) 提出された参加表明書類及び応募書類については返却しない。
- (7) 本プロポーザルにて知り得た情報については第三者に開示してはならない。
- (8) 本プロポーザルにて区が提供する資料は、応募に係る検討以外での使用を禁ずる。
- (9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別途定める。
- (10) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとする。また、委託契約締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開する。